

1

契約概要

⇒P.1

新ガン保険α(低解約返戻金特則付) 無配当

「契約概要」とは、ご検討に際して、お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報(主な制限事項がある場合にはその旨)を記載した書面です。

2

注意喚起情報

⇒P.6

～ご注意いただきたい事項～

「注意喚起情報」とは、ご契約に際して、特に重要な情報や「給付金等をお支払いできない場合について」等のお客さまに不利益となる情報を記載した書面です。

この「1. 契約概要」・「2. 注意喚起情報」は保険契約に伴う重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項について記載しておりますので、内容を十分にご確認ください。
ただし、すべての重要事項や契約情報が記載されているわけではありません。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約条項によって定まります。
「3. ご契約のしおり(抜粋)」とともに必ず内容をお読みいただき、ご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面の記載事項につき被保険者となる方にも必ずご説明ください。

3

ご契約のしおり(抜粋)

⇒P.8

「ご契約のしおり(抜粋)」とは、ご契約承諾後にお届けする「ご契約のしおり・約款」の中から、お客さまにとって特に大切と思われる部分をまとめた書面です。

申込書などに記入される前に、是非ご一読いただき内容を十分ご確認くださいませようお願いします。

この「1. 契約概要」・「2. 注意喚起情報」および「3. ご契約のしおり(抜粋)」は、「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」とともに大切に保管してください。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にご連絡ください

MS&AD 三井住友海上あいおい生命

コール ニコニコ
通販デスク 0120-506-252

受付時間 ▶ 平日 9:00～17:00

1 契約概要

新ガン保険α
(低解約返戻金特則付) 無配当

- この「新ガン保険α (低解約返戻金特則付) 無配当 契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- この書面をお読みいただくことは重要です。「給付金等をお支払いできない場合」など、お客さまにとって不利益となる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、ご契約承諾後に送付する「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。
- 本書面における保険期間、契約条件(ガン入院給付金日額等)、保険料に関する事項などは代表事例に記載しております。ご契約に際しては、「申込書」により具体的な数値をご確認ください。なお、本書面に記載の保険料は2011年10月1日(計算基準日)のものであります。
- ご説明でわかりにくい点がございましたら、当社通販デスクまでご照会ください。

商品の特徴

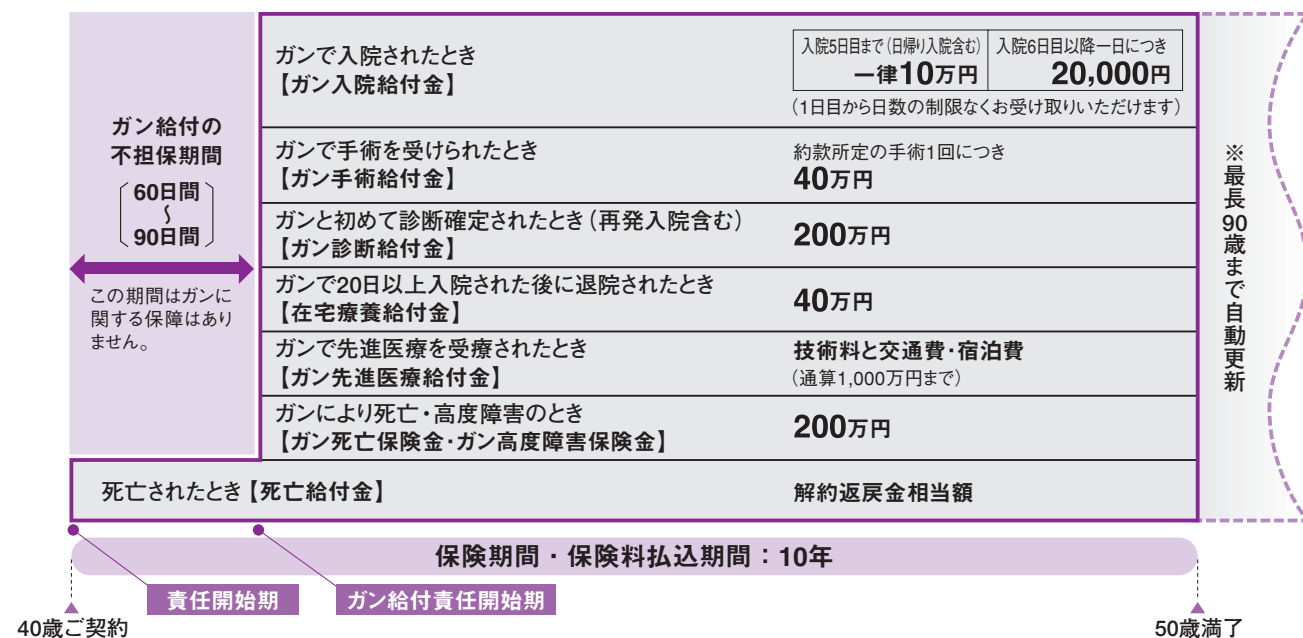
- 特徴1** **ガンになられた場合のさまざまな保障を確保できる商品です。**
(主契約はガンによる約款所定の入院・手術を保障します。)
- 特徴2** **日帰り入院*から保障します。入院5日目までは一律5日分のガン入院給付金をお受け取りいただけます。**
*日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無により判断します。
- 特徴3** **保険期間を通じて解約返戻金を低くおさえたため、保険料が割安です。**
- 特徴4** **一生涯にわたり保障を行う「終身保障プラン」と一定期間保障を行う「10年定期プラン」から選べます。「10年定期プラン」の場合、自動更新で最長90歳まで保障を継続できます。**

商品のしくみ(代表事例)

代表事例 ▶ 10年定期20,000円プランをご契約の場合

- 主契約** : 新ガン保険α(低解約返戻金特則付)
ガン入院給付金日額: 20,000円 ・ ガン手術給付金: 40万円
- 付加する特約** : ガン診断給付特約α(ガン診断給付金額200万円) ・ 在宅療養給付特約α ・ ガン先進医療特約α
ガン死亡保障特約α(ガン死亡保険金額200万円)
- ご契約年齢・性別** : 40歳・男性
- 保険期間・保険料払込期間** : 10年 ※自動更新をお取扱いします。
- 低解約返戻金期間** : 保険期間と同一
- 低解約返戻金割合** : 30%

月払保険料(口座振替) : 3,465円



月払保険料例(口座振替) : 左記ご契約の場合(保険期間: 10年)

(単位: 円)

ご契約年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
男性	1,581	1,709	1,925	2,399	3,465	5,257	7,991	11,847
女性	1,657	1,989	2,659	3,569	4,429	5,279	6,729	7,953

※上記の月払保険料例(口座振替)は、自動更新後の年齢に応じた保険料の目安にもなります。なお、実際の更新後保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに算出しますので、今後変動することがあります。

※自動更新は更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳以下となる範囲内でお取扱いします。

※上記保険料は特約保険料を含みます。

契約条件(給付金額・保険金額等)について

ご契約内容(主契約・特約)の代表事例 40歳・男性、10年定期20,000円プランをご契約の場合

保険種類	保険期間	保険料払込期間	保険金額・給付金額	月払保険料(口座振替)
新ガン保険α (低解約返戻金特則付) <主契約>	10年	10年	約款所定の入院日額 20,000円 約款所定の手術 40万円	1,620円
ガン診断給付特約α (低解約返戻金特則付)	10年	10年	200万円	1,364円
在宅療養給付特約α (低解約返戻金特則付)	10年	10年	40万円	180円
ガン先進医療特約α (低解約返戻金特則付)	10年	10年	技術料と約款所定の交通費・宿泊費	87円
ガン死亡保障特約α (低解約返戻金特則付)	10年	10年	200万円	214円

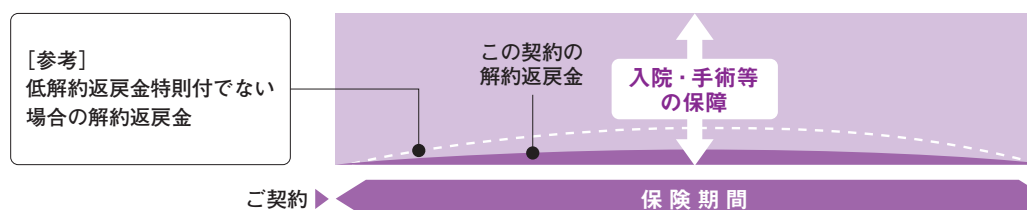
※新ガン保険αおよび新ガン保険αに付加される特約の低解約返戻金期間は保険期間と同一、低解約返戻金割合は30%となります。

解約返戻金について

この保険の解約返戻金は、低解約返戻金特則付でない場合の解約返戻金に「低解約返戻金割合」を乗じた水準となります。「低解約返戻金割合」とは低解約返戻金特則付でない契約より解約返戻金の水準を低く設定する場合の割合をいい、この保険の低解約返戻金割合は保険期間を通じて30%となります。

このため、解約返戻金は多くの場合、主契約・特約とも払込保険料累計額を下回ります。「10年定期プラン」の場合、保険期間が10年と短いため、解約返戻金はほとんど発生しません。また、「10年定期プラン」の保険期間満了時には解約返戻金は0(ゼロ)となります。

<保険期間が10年の場合>



<主契約> ご確認いただきたいことから

■対象となるガンについて

この保険の対象となるガンは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫などは、この保険の保障対象とはなりません。

■保険料の払込免除について

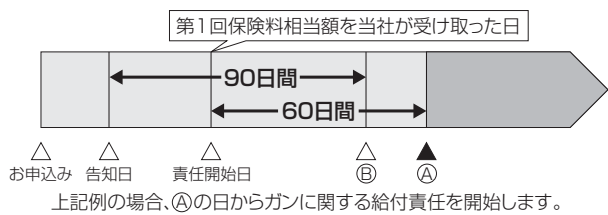
- 被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として、約款所定の高度障害状態になられたとき(ただし、ガン死亡保障特約αの場合には被保険者が責任開始期以後のケガまたはガン以外の病気により、約款所定の高度障害状態になられたとき)は、以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。ただし、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ・ご契約者または被保険者の故意によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたときは、以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みを免除します。ただし、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで(運転免許の効力停止中も含みます)運転している間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

■自動更新について(「10年定期プラン」のみ)

- 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳以下となる範囲内で取扱います。
- 自動更新を希望されない場合は、保険期間満了日の2か月前までにお申し出ください。お申し出がない限り、当社所定の範囲内で自動的に更新されます。
- 更新されるご契約については更新日における約款を適用します。
- 更新されるご契約の保険期間は、更新前と同一とします。(ただし更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるときは、保険期間を変更して更新されることがあります。)
- 更新されるご契約の保険料は更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。
- 給付金のお支払い等に関しては、更新前後の契約の保険期間は継続されたものとして取扱います。

■ガンに関する保障の責任開始について(主契約・特約共通)

- ガンに関する保障については次の④・⑤のいずれか遅い日から保障を開始します(ガン給付責任開始期)。
 - ④責任開始日からその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ⑤告知日からその日を含めて90日を経過した日の翌日



■ご契約が無効となる場合について

被保険者が告知時以前または告知時からガン給付責任開始期までの間にガンと診断確定されていた場合には、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、保険契約は無効となり、給付金等をお支払いすることはできません。この場合、付加されている特約も無効となります。

■配当金等について

- この保険には、契約者配当金はありません。
- この保険は、払済・延長保険への変更をお取扱いしません。

■解約返戻金について

- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。また、「10年定期プラン」の保険期間満了時には解約返戻金は0(ゼロ)となります。
- 新ガン保険αおよび新ガン保険αに付加される特約の解約返戻金は、低解約返戻金特則付でない場合の解約返戻金に「低解約返戻金割合」を乗じた水準となります。
 - 「低解約返戻金割合」とは低解約返戻金特則付でない契約より解

約返戻金の水準を低く設定する場合の割合をいい、新ガン保険αおよび新ガン保険αに付加される特約の低解約返戻金割合は保険期間を通じて30%となります。

■契約消滅時等の未経過保険料相当額について

年払または半年払のご契約については、ご契約が消滅(死亡・解約等)した場合には、残りの保険料充当期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額があれば払い戻します。

<特約> ご確認いただきたいことから

■ご契約方法について

各特約はすべて主契約に付加してご契約いただけます。

■保険料の払込免除について

主契約の約款に定める保険料の払込免除事由が生じた場合には、特約についても以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みを免除します。

■特約の更新について

- 特約が更新された場合、給付金等のお支払いに関しては、更新前後の特約の保険期間は継続されたものとしてガン先進医療給付金のお支払額を通算します。
- 更新される特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。

■特約の保険期間について

特約の保険期間は主契約の保険期間と同一とします。

■ガン先進医療特約αの支払事由の変更について

当社は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合に特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約のガン先進医療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてご連絡します。

■代理人による保険金等の請求について

被保険者と受取人が同一の場合で、受取人が保険金等(各種の保険金・給付金等)を請求できない特別な事情(被保険者本人が自らの傷病名を医師から告知されていない場合等)があるとき、または、被保険者とご契約者が同一の場合で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるときは、受取人またはご契約者に代わって代理人(代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人)が保険金等や保険料の払込免除を請求することができます。詳細については「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。

■苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社通販デスクへご連絡ください。

TEL:0120-506-252
(通話料無料 受付時間/平日9:00~17:00)

- この商品に係る指定紛争解決機関は社団法人 生命保険協会です。

- 社団法人 生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

2 注意喚起情報 ~ご注意いただきたい事項~

新ガン保険α
(低解約返戻金特則付) 無配当

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

- この書面をお読みいただくことは重要です。特に「給付金等をお支払いできない場合について」「新たな保険契約への変更について」等、お客さまにとって特に不利益となる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。

- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、ご契約承諾後に送付する「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。

- ご説明でわかりにくい点がございましたら、当社通販デスクまでご照会ください。

1. クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について

- お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「本書面(※1)を受け取られた日」、「ご契約の申込日」、または「第1回保険料(相当額)の払込日(※2)」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。

- ※1. 本書面(注意喚起情報)は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

- ※2. 第1回保険料(相当額)の払込日とは、お払込みいただく方法により次のとおりとします。

- ①振込による方法(団体・集団を経由する方法を含む)…当社口座への着金日
- ②口座振替による方法…ご契約者の指定口座からの保険料振替日
- ③クレジットカードによる方法…クレジットカードの有効性等を当社が確認した日

- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により当社までお送りください。この場合、書面には、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込番号とあわせてお申込みの撤回等をする旨を記載してください。

- 次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加等)のとき

2. 健康状態・ご職業等の告知義務について

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままをお知らせ(告知)いただく義務があります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知受領権について

- 告知受領権は当社(会社所定の書面「告知書」)および当社の指定した医師だけが有しています。生命保険募集人(社員・代理店を含みます)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

お申込内容などの確認をさせていただく場合があります

- 社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込みの事実・お申込内容・告知内容などについて確認させていただく場合があります。また、給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求に際しても、ご請求内容等について確認させていただく場合があります。(この場合、給付金等のお支払いの可否、保険料の払込免除のお取扱いの可否については、その後に決定させていただきます。)

ご契約をお断りする場合があります

- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応をおこなっており、ご契約をお断りすることがあります。

告知が事実と相違する場合について

- もし告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知され

なかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

ただし、責任開始日または復活日から2年を経過していても、給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合(責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除がおこなわれない場合を含みます)には、ご契約または特約を解除することがあります。なお、生命保険募集人等の保険契約締結の媒介をおこなう者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより「告知義務違反」に該当された場合には、当社は告知義務違反を理由にご契約を解除することができません。

※上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。(ただし、給付金等のお支払みいただいた保険料はお返ししません。)

- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。(ただし、給付金等のお支払事由や保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除をします。)

3. 保険会社の責任開始期について

- 当社がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは告知の時)から保険契約上の責任を開始します。これを責任開始期といいます。なお、ガンに関する保障の責任開始については、ご契約後、一定期間を経過した後には保険会社の責任が開始します。これをガン給付責任開始期といいます。詳しくは、「1. 契約概要」「3. ご契約のしおり(抜粋)」によりご確認ください。

- 第1回保険料相当額を口座振替でお払込みいただく場合には、第1回保険料相当額の振替日が責任開始日となります。また、第1回保険料相当額をクレジットカードを利用してお払込みいただく場合には、当社でクレジットカードの有効性等を確認できた時(告知前にクレジットカードの有効性等を確認したときは、告知の時)から保険契約上の責任を開始します。

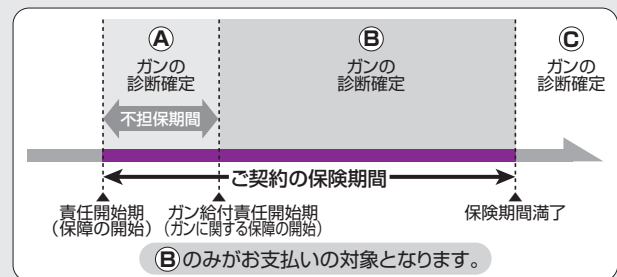
- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介をおこなう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4. 給付金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。

- お支払事由に該当しない場合(ガン給付責任開始期前に診断確定されたガンを原因とする場合、「手術」が約款に定める要件にあてはまらない場合など)

ガン給付責任開始期前にすでにガンに罹患したと診断確定されていた場合（下図をご参照ください）



※ガン給付責任開始期前にガンと診断確定された場合、ご契約者または被保険者が、ガンに罹患した事実を知っていると知らないにかかわらず、ご契約は無効となります。

- 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消となった場合
 - 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
 - 保険料のお申込みや復活等の際に、給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合
 - 給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合（例：「責任開始日から3年以内の被保険者の自殺」や「受取人等の故意または重大な過失による支払事由の発生」など）
- ※給付金等をお支払いする場合・お支払いできない場合についてのより詳しいご説明は、「当社ホームページ」(<http://www.msa-life.co.jp>) または「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5. 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効・復活等について

- 保険料払込期月中にご都合のつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。この猶予期間中に保険料のお払込みがなく、保険料の自動振替貸付（お立替え）ができない場合には、ご契約は失効します。
- 自動振替貸付（お立替え）とは、保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎた場合でも、ご契約者のお申し出がない限り、その解約返戻金の範囲内で当社が自動的に保険料のお立替えをしてご契約を有効に継続させる制度です。この場合、自動振替貸付金（お立替金）について当社所定の利率で利息をいただきます（複利計算）。
- 万一ご契約の効力を失った場合でも、失効から1年以内であれば、当社所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。この場合、告知と、復活に必要な保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

6. 解約と解約返戻金について

- お支払いいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されると、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 「10年定期プラン」の場合、保険期間満了時には解約返戻金は0（ゼロ）となります。
- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年（月）数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- この保険は保険期間を通じて、解約返戻金が低解約返戻金特則付でない場合の30%の水準となっています。

7. 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

問い合わせ先：生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8. 新たな保険契約への変更について

現在ご契約の保険契約を解約・減額等をするを前提に、新たな保険契約へのお申込みをされる場合、特に次のような不利益があります。

- 多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
 - 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
 - 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったためにご契約が解除・取消となることもあります。
- ※ご契約が解除・取消となる場合については、前述の「2. 健康状態・ご職業等の告知義務について」をご覧ください。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、給付金等のお支払いができない場合があります。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合には、給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができない場合があります。

9. (社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は社団法人 生命保険協会です。

●社団法人 生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

問い合わせ先：(社)生命保険協会
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 引受保険会社の苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社通販デスクへご連絡ください。

問い合わせ先：三井住友海上あいおい生命
通販デスク
TEL:0120-506-252
(通話料無料 受付時間/平日9:00~17:00)

11. 給付金等のお支払いについて

- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、ご契約承諾後に送付する「ご契約のしおり・約款」・「当社ホームページ」(<http://www.msa-life.co.jp>)に記載しておりますので、ご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いや保険料の払込免除をおこないますので、給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が発生したときは、ただちに当社通販デスクへご連絡ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合には、当社通販デスクまで必ずご連絡ください。
- 給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人ご本人となる給付金等（ガン入院給付金・ガン手術給付金等）をご請求できない特別な事情がある場合、またはご契約者が保険料の払込免除をご請求できない特別な事情がある場合、その代理請求人（ご契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）によりご請求ができる場合があります。
- 代理請求人（または指定代理請求人）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

3 ご契約のしおり（抜粋）

新ガン保険α
(低解約返戻金特則付) 無配当

「新ガン保険α」ご契約希望のお客さまへ

「ご契約のしおり（抜粋）」は、後ほどお届けする「ご契約のしおり・約款」の中から、お客さまにとって特に大切と思われる部分をまとめています。申込書などにご記入される前に、是非ご一読いただき内容を十分ご確認ください。

「ご契約のしおり（抜粋）」は、お申込みいただく時期によっては約款の改定等により内容が変更となる場合もございます。ご契約承諾後「ご契約のしおり・約款」をご送付しますので、再度ご契約内容をご確認ください。また、お申し出くだされば、「ご契約のしおり・約款」を事前にご送付します。ご不明点等がございましたら、当社通販デスクまでお問い合わせください。

1. お願いとお知らせ

■個人情報のお取扱いについて

- 当社が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

- ・保険契約のお引受け、維持・管理、継続、保険金・給付金等のお支払い
- ・当社の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

また、当社および当社グループ会社は、本保険契約に関する個人情報を本保険契約以外の保険契約のお引受け、履行のために利用することがあります。

- 当社は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、当社グループ会社、募集代理店、医師、面接士、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下、「委託先」といいます。）に委託しております。

- 当社は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

- 当社は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

- 当社および当社グループ会社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

■「支払査定時照会制度」について

給付金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

- 保険金・年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社通販デスクまでお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（上記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとなります）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

■生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介をおこなう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例
・保険契約の復活 ・特約の中途付加 等

それぞれの内容については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社通販デスクまでご連絡ください。

■ご契約のお申込みについて

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、自署・押印をお願いします。
- ※申込書に記載されている契約者住所は、資料をご請求いただいた際の住所をそのまま転記しております。保険証券をお送りする際の宛先にもなりますので、お申込みいただく際は、再度ご確認ください。

■受取金額と払込保険料合計額の関係について

- 保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、保険金等のお受取金額がお払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

■当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

2. 給付金等のお支払いについて

■給付金等のお受取り等の手続きについて

給付金等のお支払事由、保険料の払込免除事由が発生したときは、ただちに当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。

- 長期間経過しますと、お支払い等に支障をきたす場合もありますのでご注意ください。
- 給付金等は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- お支払いに際し、ご提出いただいた書類に加えてご請求内容について約款所定の確認が必要な場合には、給付金等を5営業日以内にお支払いできないことがあります。この場合、確認事項に応じて約款所定の期日内にお支払いします。ただし、確認に際し、ご契約者、被保険者、給付金等の受取人が正当な理由がなくその確認を妨げたり、確認等に応じていただけなかった場合、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払いできません。

<約款所定の確認>の例

給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 ・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合	すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日以内
上記の確認をおこなうために特別な照会や調査が必要な場合には、お支払期限が90日、120日または180日以内となる場合があります。	

- 給付金等は口座振込の方法でお支払いします。

■給付金等をお支払いできない場合について

- お支払事由に該当しない場合
お支払事由に該当しない場合は給付金等をお支払いすることはできません。

①当社がガンに関する保障の責任を開始する前にガンに罹患したと診断確定されていた場合 ②約款に定める事由に当てはまらない入院や手術 ・ガンの治療を目的としない入院や手術の場合 ・約款に定める種類の手術に該当しない場合 ・吸引・穿刺等「手術」の定義に当てはまらない場合 等
--

- お支払事由に該当してもお支払いできない場合

次のような場合には、給付金のお支払事由に該当しても給付金等をお支払いすることはできません。

保険種類	給付金	お支払いできない場合
新ガン保険α(主契約) ガン診断給付特約α 在宅療養給付特約α ガン先進医療特約α ガン死亡保障特約α	死亡給付金	①責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、自殺に際して心喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、給付金をお支払いする場合があります。) ②ご契約者の故意によるとき ③主契約の死亡給付金受取人の故意によるとき (ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。)

- ご契約が無効となる場合

被保険者が告知時以前、または告知時からガン給付責任開始期までの間にガンと診断確定されていた場合には、ご契約者および被保険者がある事実を知っているか知っていないにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金等をお支払いすることはできません。この場合、付加されている特約もあわせて無効となります。

- 告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

- 不法取得目的による無効の場合

ご契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもってご契約の締結または復活が行われたとき

には、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料は払い戻しません。

- 詐欺による取消の場合

ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結または復活が行われたときには、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料は払い戻しません。

- 重大事由による解除の場合

重大事由に該当し、主契約・特約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払事由や保険料の払込免除事由による給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

重大事由とは

- ①給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由が発生させた(未遂を含みます)とき
- ②給付金等の請求に関し詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する事態もたらされるおそれがあるとき
- ④この保険を継続することを期待し得ない上記と同等の以下のような事由があるとき
 - ・この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき
 - ・ご契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の生命保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由によって解除されたとき 等

- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効している場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失っている間に給付金等のお支払事由が生じても給付金等をお支払いすることはできません。

- ガン診断給付金をお支払いできない場合

ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に、再度ガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、ガン診断給付金をお支払いしません。

- 在宅療養給付金をお支払いできない場合

在宅療養給付金が支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、在宅療養給付金をお支払いしません。

3. ご契約に際して

■ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等について告知していただく義務があります

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合つて、相互に保障し合う制度です。したがつて、初めからかならずしも健康とは申しあげられない方や危険度の高い職業に従事している方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、現在のご職業等「告知書」で当社がおたずねすることについて事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■告知の方法

- 会社所定の告知書に被保険者ご自身でありのままをご記入ください。過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)等、告知書にご記入いただく事項は、ご契約をお引受けするかどうかを定めるための重要な事項ですので、書面でお伺いすることにしております。

■告知受領権

告知受領権は当社(会社所定の書面「告知書」)および当社の指定する医師だけが有しています。

次の①～③の者に口頭でお話しされただけでは告知していただくことにはなりませんので、ご注意ください。
①社員 ②代理店 ③当社の指定する以外の医師等

■ご契約をお断りする場合があります

お身体の状態やご職業等によっては、ご契約者間の公平性を保つために、ご契約をお断りすることがあります。

■告知いただいたことがら事実と違っていた場合、各種の給付金等をお支払いできないことがあります

- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

(注)このお取扱いは責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内、かつ当社が告知義務違反の事実を知ってから1か月以内に限ります。

ただし、2年経過後も給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合(責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除がおこなわれない場合を含みます)は、ご契約を解除することがあります。

なお、生命保険募集人等の保険契約締結の媒介をおこなう者が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人等のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。

〈例〉胃かいようの治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。この場合は、たとえ給付金等をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることはできません。

(ただし、「給付金等のお支払事由、または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いする、または保険料のお払込みを免除することがあります。)

- ご契約を解除した場合には、お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

(注)なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、

- ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後も取消となる場合があります。
- ・すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

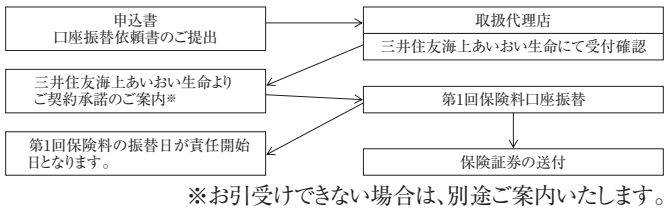
■お申込内容などの確認をさせていただくことがあります

- 社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込みの事実・お申込内容・告知内容等について確認させていただく場合があります。
- 給付金、保険料の払込免除等のご請求に際しても、ご請求内容等について確認させていただくことがあります。この場合、給付金等のお支払いの可否、保険料の払込免除のお取扱いの可否等については、その後に決定させていただきます。

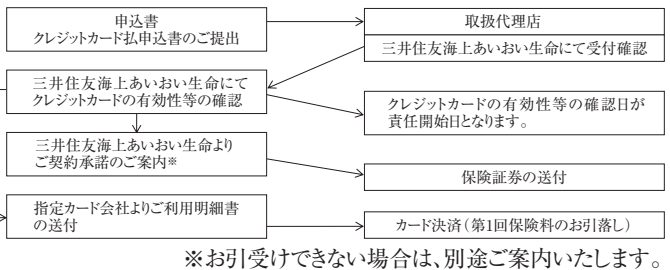
■保険会社の責任開始期について

- お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることに決定(承諾)した場合には、第1回保険料相当額を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは、告知の時)から保険契約上の責任を開始します。
- 第1回保険料相当額を口座振替でお払込みいただく場合には、第1回保険料相当額の振替日が責任開始日となります。
- 第1回保険料相当額をクレジットカードを利用してお払込みいただく場合には、当社でクレジットカードの有効性等の確認ができた時(告知前にクレジットカードの有効性等を確認したときは、告知の時)から保険契約上の責任を開始します。
- お申込みから保障の開始は次のとおりとなります。

〈第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合〉



〈第1回保険料をクレジットカードでお払込みいただく場合〉



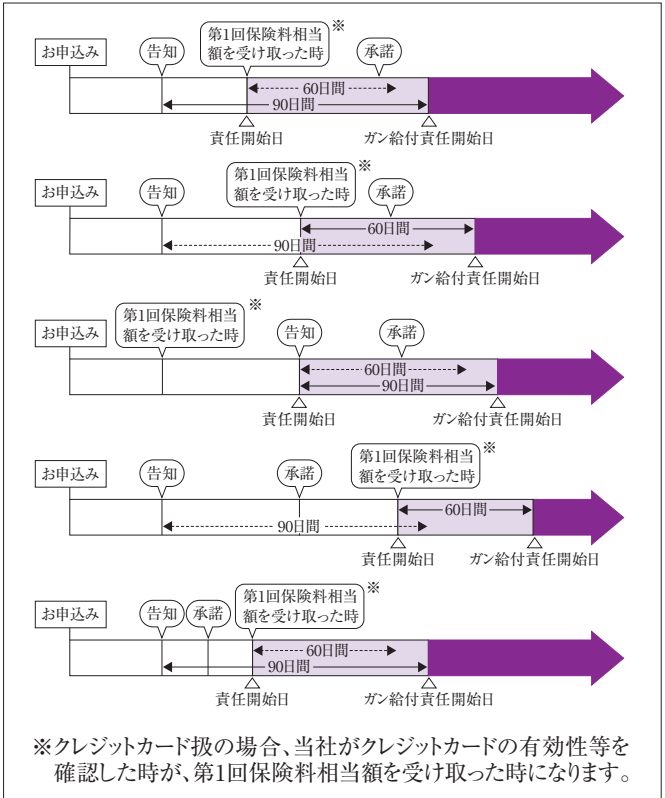
- ただし、ガンに関する保障の責任開始期(ガン給付責任開始期)は次の

とおりです。

口座振替扱、団体扱、集団扱、クレジットカード扱の場合次のいずれか遅い日から責任を開始します。

- ①責任開始日からその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ②被保険者に関する告知日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
- 責任開始期(日)およびガン給付責任開始期(日)について図示すると次のとおりです。

口座振替扱またはクレジットカード扱の場合



- 契約日は次の通りとなります。

- ・月払契約のとき
責任開始日の属する月の翌月1日
この場合、責任開始の時期から契約日の前日までの間に給付金等のお支払事由が生じたときは、保険期間および年齢は責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば当社がお支払いする金額と精算します。
- ・年払・半年払契約のとき
責任開始日と同じ日

■保険料の払込方法について

●保険料の払込方法(経路)

保険料は払込期月中にお払込みください。お払込みには次のような方法(経路)があります。

・口座振替扱

銀行等の金融機関等の口座振替によりお払込みいただく方法です。当社と提携している金融機関等のうち、ご契約者が指定された預金口座から当社所定の振替日に、自動的に保険料が当社に振り込まれます。なお、お払込みいただいた保険料について、領収証をお渡ししません。振替日に振替ができず、すでに払込期月を過ぎている場合は、お手数でも猶予期間内に当社通販デスクにご連絡ください。

・クレジットカード扱

当社所定の範囲内でクレジットカードを利用してお払込みいただく方法です。お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。

●保険料の払込方法(回数)

保険料のお払込みには次のような方法(回数)があります。

・月払

保険料を毎月1回お払込みいただく方法です。保険料をお払込みいただいた後にご契約が消滅(死亡・解約等)した場合でも、残りの保険料充当期間に対応する保険料の払い戻しはありません。

・年払

保険料を毎年1回お払込みいただく方法です。保険料をお払込みいただいた後にご契約が消滅(死亡・解約等)した場合には、残りの保険料充当期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます。)に対応する保険料があれば払い戻します。

・半年払

保険料を半年に1回お払込みいただく方法です。保険料をお払込みいただいた後にご契約が消滅(死亡・解約等)した場合には、残り

の保険料充当期間(月単位とし、1ヵ月未満の期間は切り捨てます。)に対応する保険料があれば払い戻します。

■契約者配当金について

●この保険には契約者配当金はありません。

4. ご契約後について

■保険料のお払込みが困難になられたとき

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、ご契約をご継続できる方法があります。

●自動振替貸付(お立替え)

保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎた場合でも、ご契約者のお申し出がない限り、その解約返戻金の範囲内で当社が自動的に保険料のお立替えをする制度です。この場合、自動振替貸付金(お立替金)について当社所定の利率で利息をいただきます(複利計算)。

●給付金日額等の減額

給付金日額・保険金額等を少なくして以後の保険料を少なくする方法です。

(当社所定の給付金日額等を下回る場合等はお取扱いできません。)

●特約の解約(ご契約に特約が付加されている場合)

ご契約に付加されている特約を解約して以後の保険料を少なくする方法です。(この場合、解約された特約の保障はなくなります。)解約された特約に解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

■保険料の払込猶予期間と保険契約の失効について

保険料のお払込みが遅れますとご契約の効力が失われます。

●保険料の払込猶予期間

保険料払込期間中にご都合のつかない場合は、次の猶予期間内にお払込みください。

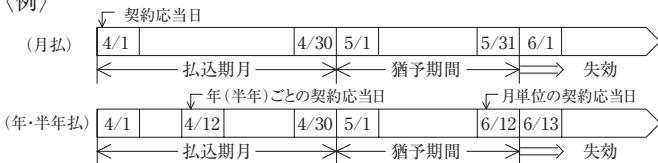
・月払契約のとき

払込期月の翌月初日から末日まで

・年払・半年払契約のとき

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで契約日の応当日がない場合はその月の末日まで。ただし、契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日まで

(注) 保険料の払込方法(回数)を変更された場合は、猶予期間もそれ(例)



●ご契約の失効

猶予期間内に保険料のお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、給付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

■保険契約の復活について

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効から1年以内であれば、当社所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

●手続きの内容

- ・復活請求書を提出していただきます。
- ・復活に必要な保険料を一括してお払込みいただきます。
- ・健康状態等についてあらためて告知していただきます。

●当社がご契約の復活を承諾した場合には、復活に必要な保険料の全額を当社が受け取った時(告知の前に受け取ったときは、告知の時)から保険契約上の責任およびガンに関する保障の責任を開始します。ただし、ご契約の締結の際のガン給付責任開始期以前に復活が行われた場合には、ご契約締結の際のガン給付責任開始期からガンに関する保障の責任を開始します。

■解約と解約返戻金について

ご契約を途中でおやめになると、多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されますと、まったくないか、あってもごくわずかです。

●ご契約の長期継続をおすすめします。

・ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障等にお役にたつ貴重な財産ですから、大切にご継続ください。

●解約返戻金について

- ・生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部はご契約全体の年々の給付金等のお支払いに、また他の一部は生命保険会社の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が給付金等のお支払いや、販売、診査、証券作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・解約返戻金の額はご契約時の年齢・性別・経過年(月)数等により異なります。
- ・「10年定期プラン」の場合、保険期間満了時には解約返戻金は0(ゼロ)となります。
- ・解約返戻金は年々増加していくものとは限りません。被保険者のご契約時の年齢や保障額との関係等で下がる場合があります。
- ・効力を失ったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

●解約について

- ・やむを得ずご契約を解約される場合には、当社通販デスクへお申し出いただき当社所定の書類をご提出ください。この場合、解約返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。
- ・解約返戻金は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- ・主契約を解約されると、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。解約返戻金はご契約の種類、経過年(月)数等によって異なりますが、多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。

[新ガン保険α(低解約返戻金特則付)に関するご注意]

新ガン保険αおよび新ガン保険αに付加される特約の解約返戻金は、保険期間を通じて低解約返戻金特則付でない場合の30%の水準となります。

・解約返戻金は口座振込の方法でお支払いします。

■被保険者によるご契約者への解除請求について

●被保険者とご契約者が異なるご契約において、次のいずれかの事由に該当された場合には、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者からの解除の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要があります。(保険法第58条、第87条により適用)

- ①ご契約者または給付金等の受取人が、給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた(未遂を含みます)とき
- ②給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③その他、ご契約者または給付金等の受取人に対する被保険者の信頼が損われ、ご契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、被保険者となることの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき

■こんなときは、ただちにご連絡ください

●次のようなときは、当社通販デスクにご連絡ください。

- ・保険料の振替口座を変更したい
- ・保険料の払込方法を変えたい
- ・保険料をまとめて払い込みたい
- ・引越して住所が変わった
- ・町名・番地が変わった
- ・ご契約者・死亡給付金受取人を 変えたい
- ・ご契約者が死亡した
- ・死亡保険金受取人が死亡した
- ・姓が変わった
- ・名前を変えた
- ・給付金等を請求したい
- ・保険証券を紛失した
- ・解約したい

お願い

- ご契約に関するご照会やご通知の際には、必ず保険証券の保険証券番号、ご契約者のご住所とお名前および被保険者のお名前をお知らせください。
- 保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですから、「ご契約のしおり・約款」とともに大切に保管してください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6

通販デスク TEL:0120-506-252(無料)

受付時間 月～金 9:00～17:00(土・祝日・年末年始を除きます)

http://www.msa-life.co.jp

【MS】B2554 10,000 2011.10.01 (新・一) 登2011-E-019(2011.10.1)